

○美馬市建設工事一般競争入札実施要綱

平成20年12月22日

告示第101号

改正 平成24年4月1日告示第68号

平成24年9月28日告示第103号

平成24年10月1日告示第110号

平成26年2月20日告示第7号

平成27年4月1日告示第46号

平成28年5月27日告示第132号

令和4年12月7日告示第295号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）における入札及び契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するために実施する一般競争入札（入札後審査方式一般競争入札により実施する一般競争入札を除く。以下同じ。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する設計金額が1億5,000万円以上の工事とする。ただし、一般競争入札によることが適当でないと認められる工事については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、市が発注する設計金額が1億5,000万円未満の工事であっても、一般競争入札によることが適当であると認められるものについては、対象工事とすることができる。

(入札の公告)

第3条 契約担当者（美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号。以下「規則」という。）第3条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、対象工事を一般競争入札に付そうとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び規則第16条の規定により公告するときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 発注担当課等において閲覧に供する方法
- (2) 美馬市ホームページへの掲載による方法
- (3) 建設専門紙への掲載による方法
- (4) 建設関係団体への資料提供による方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が適当と認める方法

2 前項に規定する公告(以下「入札公告」という。)は、関係法令、条例、規則等に定めるもののほか、この告示の定めるところにより作成するものとする。

(入札参加資格者)

第4条 一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、その旨を入札公告及び一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 美馬市建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (3) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱(平成17年美馬市告示第62号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年美馬市告示第41号)に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(入札参加資格の審査に係る申請日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。)の写しを提出できる者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破

産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者で、徳島県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。（請負対象額が4,000万円（建築一式工事については8,000万円）以上の場合）
- (8) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。（下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上になることが予想される場合）
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が対象工事ごとに必要と認める要件を満たしている者であること。

（入札参加資格者の決定）

第5条 入札参加資格は、美馬市建設工事請負業者選定要綱（平成17年美馬市告示第3号）第7条の規定による美馬市建設工事指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）の審議に付し、入札参加資格を満たしていると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）を決定するものとする。

（入札関係書類）

第6条 入札関係書類は、入札公告を除くほか、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の共通事項
- (2) 総合評価落札方式による入札の場合にあつては、総合評価に関する事項
- (3) 競争契約入札心得
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (5) 共同企業体による共同施工の場合にあつては、美馬市建設工事共同企業体

取扱要綱（平成17年美馬市告示第75号）第19条第1項各号に掲げる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が対象工事ごとに必要と認める書類

(入札参加資格審査の申請)

第7条 一般競争入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、誓約書及び前条第2号又は第4号に掲げる入札関係書類（以下これらを「申請書類」という。）並びに入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により一般競争入札を行う場合は、原則として当該電子入札システムにより提出するものとし、前条第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。

2 申請書類及び確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法については、入札公告において明らかにするものとする。

3 提出期間内に申請書類及び確認資料を提出しない者及び指名審査委員会において入札参加資格を満たしていないと認められた者は、当該一般競争入札に参加できないものとする。

4 確認資料として提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認票（様式第2号）

(2) 同種の工事の施工実績（様式第3号）

(3) 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第4号）

(4) 前2号の資料の内容が明確に確認できる資料

(5) 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が対象工事ごとに必要と認める書類

5 契約担当者は、前項各号に掲げる確認資料及び次に掲げる事項について、入札関係書類において明らかにするものとする。

(1) 申請書類及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負

担とすること。

(2) 提出された申請書類及び確認資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しないこと。

(3) 提出された申請書類及び確認資料は返却しないこと。

(4) 提出期間以降は、原則として申請書類及び確認資料の差替え及び再提出は認めないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項
(入札参加資格の確認)

第8条 契約担当者は、入札参加希望者から提出された申請書類及び確認資料について、指名審査委員会の審議を経て入札参加資格の確認を行うものとする。

2 契約担当者は、前項の確認の結果を申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内（市の休日（美馬市の休日を定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を含む。）に、入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、当該電子入札システムにより通知するものとする。

3 契約担当者は、第1項の確認において入札参加資格を満たしていないと認められた者に対して前項の通知をするときは、入札参加資格を満たしていないと認めた理由を付すとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を明らかにするものとする。

4 契約担当者は、第2項の通知を行った日の翌日から入札日前日（電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、入札書提出締切日時）までの間に、入札参加資格者が第4条各号に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったことを知ったときは、当該通知を取り消し、入札参加資格要件を満たしていないと認めたことを前項の規定を適用し、通知するものとする。

（入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明）

第9条 前条第1項の規定により入札参加資格を満たしていないと認められた者は、

同条第3項の通知の日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、契約担当者に対して、入札参加資格を満たしていないと認めた理由について説明を求められることができるものとし、契約担当者は、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により説明を求めようとする者は、当該説明を求める旨の書面を持参又は郵送により提出するものとする。
- 3 契約担当者は、第1項の規定により説明を求められたときは、同項に規定する提出期限日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 前3項の規定は、前条に規定する入札参加資格の確認事務の執行を妨げないものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第10条 対象工事に係る設計図書等の閲覧等については、次に掲げる方法のうち契約担当者が指定する方法により行うものとし、契約担当者は、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

（1） 閲覧（貸出しを含む。）に供する方法

（2） 交付による方法

- 2 前項第1号に規定する閲覧の期間及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 3 第1項第2号に規定する交付は、確認通知書の通知の日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）を経過する日に行うものとし、その旨及び交付場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 4 第1項第2号の規定により設計図書等の交付を行う場合において、発注担当課等が適当と認めるときは、発注担当課等の定めるところにより、当該設計図書等を作成した事業者に委託することができる。
- 5 入札参加資格者が設計図書等の閲覧又は交付を受けるときは、確認通知書の原本を持参し、発注担当課等の事業担当者に提示するものとする。

- 6 入札参加資格者は、設計図書等について質問があるときは、質問事項を記載した書面（以下「質問書」という。）を提出することができる。この場合において、質問書の提出期間、提出場所及び提出方法については、入札公告において明らかにするものとする。
- 7 質問書の提出があったときは、その質問に対する回答書を発注担当課等において閲覧に供するものとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧場所については、入札公告において明らかにするものとする。
- 8 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日又は交付した日の翌日から入札日（電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、開札日）の7日前までとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札日（電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、開札日）の前日に終了するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第11条 契約担当者は、一般競争入札に際して、規則第22条第1項の規定により、一般競争入札に参加する入札参加資格者（以下「入札者」という。）に対し、入札保証金を納めさせなければならない。ただし、同条第2項において準用する規則第6条第2項の規定により同項に規定する担保の提供をもって入札保証金の納付に代え、又は規則第22条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 2 契約担当者は、契約に際して、規則第6条第1項の規定により、市と契約する者に対し契約保証金を納めさせなければならない。ただし、同条第2項の規定により同項に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代え、又は同条第6項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（入札の執行）

第12条 一般競争入札の入札及び開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 一般競争入札の執行は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

- 3 入札書の提出は、持参によることとし、郵送又はファクシミリによるものは認めないものとする。
- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 5 一般競争入札の執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、当該入札を終了するものとする。
- 6 第2項から前項までに規定する事項については、入札関係書類において明らかにするものとする。

(電子入札システムにより一般競争入札を行う場合の入札及び開札)

第13条 電子入札システムにより一般競争入札を行う場合における入札書の提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、契約担当者が電子入札システムの不具合その他のやむを得ない事由があると認めたときは、持参により紙媒体の入札書を提出することができる。
- 3 前項の規定により提出された入札書の開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙媒体の入札書を提出する入札者がある場合は、当該入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとする。ただし、指名審査委員会において必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 5 電子入札システムによる一般競争入札の執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、当該入札を終了するものとする。
- 6 第2項から前項までに規定する事項については、入札関係書類において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第14条 入札参加資格を満たしていないと認められた者若しくは虚偽の申請を行った者のした一般競争入札又は規則第25条の規定若しくは本市の定める競争契約入札心得第6の規定に該当した一般競争入札は、無効とする。

- 2 美馬市電子入札システム運用基準に違反して行われた電子入札システムによる一般競争入札は、無効とする。
- 3 入札参加資格者であっても入札時点（電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、開札時点）において、第4条各号に掲げるいずれかの要件を欠いていると認められた者の行った一般競争入札は、無効とする。ただし、同条第5号に規定する入札参加資格に係る要件にあっては、この限りでない。

（落札者の決定方法）

第15条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、最低の価格をもって入札した入札者（総合評価落札方式による入札の場合には、最も高い評価値を得た者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により対象工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした入札者が2者以上ある場合は、施行令第167条の9に規定するくじによって落札者を決定するものとする。
- 3 電子入札システムにより行われた一般競争入札において、落札者となるべき同価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、当該電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

（入札結果の公表）

第16条 契約担当者は、落札者が決定したときは、遅滞なく、入札結果表を市のホームページに掲載するとともに、企画総務部総務課において閲覧に供することにより公表するものとする。

（契約の時期）

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美馬市条例第52号）第2条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結し、当該議会において可決された日に本契約となるものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

（その他）

第18条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

2 申請書類又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがある旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

3 電子入札システムによる一般競争入札に関し、この告示に定めのない事項については、美馬市電子入札システム運用基準に定めるところによるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第68号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日告示第103号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日告示第110号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年2月20日告示第7号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第46号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年5月27日告示第132号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月7日告示第295号）

この告示は、令和5年1月1日から施行する。